

いじめ防止基本方針

横手高等学校定時制課程

1 いじめ防止に関する本校の考え方

本校は、「一人ひとりの成長と社会性の育成」を重点目標とし、自立して生きる力を付ける指導、周りの人を思いやり共に生きる指導、集団のきまりを守る指導、社会に貢献して生きる意識を持たせる指導を通して、生徒の社会性の育成に努めている。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。のみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

こうしたいじめに関して、本校では、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように家庭や関係機関との連携を図りながら、いじめの防止等のために以下のような対策を行う。

2 いじめ防止のための組織

(1) 名称と構成

「いじめ対策委員会」

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部職員、各年次主任、養護教諭

(2) 役割

- ・年間計画の企画と実施
- ・いじめの未然防止、対応
- ・いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・生徒の豊かな情操と公共心を培い、コミュニケーション能力を育成し、自己有用感や達成感を得られるよう教育活動の充実を図る。
- ・世代や価値観の異なる人と接することにより、社会の一員としての自覚を持ち、他者との相互理解を行おうとする姿勢を伸ばすため、校外諸団体との交流活動や行事、ボランティア活動等への積極的な参加を促す。
- ・いじめが教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見し対応するために、積極的に生徒と関わるように努める。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・担任による生徒個人面談での聞き取り 面接週間（4月）および随時
- ・定期的なアンケート調査 生徒 年2回（原則として6月、11月に実施）
保護者 年1回（原則として8月に実施）
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置
- ・職員会議、職員研修等での情報共有
- ・情報モラル講座の実施 年1回（インターネットを通じて行われるいじめへの対策として）

(3) いじめの早期解決のための取り組み、措置

- ・いじめの発見、相談があった場合、年次主任、生徒指導主事、教頭にその旨を報告し、すみやかに事実の有無の確認をする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。
- ・いじめが生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすおそれがある場合は、管理職の判断により、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめら

れた生徒とその保護者への支援と、いじめをおこなった生徒への指導とその保護者への助言をおこなう。

◇いじめられた生徒とその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

◇いじめをおこなった生徒への指導とその保護者への助言

いじめが人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。

◇いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、見ぬふりや同調することが、いじめられた生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強めていたことを理解させる。

(4) ネット上でのいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、印刷、保存し、年次主任、生徒指導主事、教頭にその旨を報告し、関係生徒からの聞き取り調査等の対応を協議する。
- ・被害にあった生徒の意向を尊重しながら、削除要請等適切な対応を行う。
- ・書き込んだ生徒に対しては、書き込んだ内容が不特定多数の人の目に触れる可能性があること、一度発信した情報は完全に取り消すことが不可能であることなどを理解させる。

【全職員で取り組む体制】

